

示 方 書

この工事は、下記の標準示方書、要領等及び追加示方書並びに付属図面により施行しなければならない。

記

- ・あいの風とやま鉄道営業線近接工事保安関係標準示方書（平成27年3月13日 施規第8号制定）
- ・あいの風とやま鉄道工務関係触車事故防止要領 （平成27年3月13日 施規第7号制定）
- ・保守工事関係運転取扱準則 （平成27年3月13日 施規第3号制定）
- ・携帯式無線機取扱いについて・工務編 （平成29年3月9日 施規第175号制定）
- ・安全作業内規 （平成27年7月1日 制定）
- ・列車見張管理図 （平成27年7月1日 制定）
- ・線路構造実施基準規定 （平成26年9月30日 あいの風規定3号）
- ・建造物構造整備準則 （平成27年3月13日 施規第11号制定）
- ・建造物整備準則 （平成27年3月13日 施規第13号制定）
- ・土木建築工事施工準則 （平成27年3月14日 施規第10号制定）
- ・施設関係工事等従事者資格等取扱準則 （平成27年7月1日 施規第18号）
- ・電気設備実施基準規程 （平成26年10月1日 あいの風規定4号制定）
- ・電気関係工事等標準示方書 （平成27年3月14日 電規第13号制定）
- ・電気関係工事事故防止・着工準備会標準 （平成27年3月14日 電規第11号制定）
- ・電気設備系統制等準則 （平成27年3月14日 電規第8号制定）
- ・国土交通省公共測量作業規定 （平成28年3月 国国地第190号）
- ・富山県橋梁点検マニュアル （令和6年10月）
- ・国土交通省橋梁定期点検要領 （令和6年7月）
- ・国土交通省橋梁における第三者被害予防措置要領（案）（平成28年12月） ··· 等
（2025年8月22日までの一部改正含む）

追 加 示 方 書

- 第1条 本示方書、内容説明書事項以外に疑義が生じた場合は、速やかに監督員等と打合せを行うこと。
- 第2条 請負者は業務施行現場に保安要員等を配置し、直接事故防止にあたらせること。また列車見張員は列車見張管理図を基に適正人数を配置すること。なお本業務に従事する列車見張員等については、現業機関の長が認めた認定書を有する者とし、予め承認番号を添えて届け出るものとする。また第三者と近接して作業を行なう場合は、交通整理員を配置し施行すること。但し監督員は、気象、作業環境等により配置人員の些少の増減を指示することがある。
- 第3条 本業務の施工にあたっては、施工方法・順序等を十分に検討し、監督員等と密接な連絡・打合せを行うこと。
- 第4条 本業務の施工にあたっては、列車運転に支障を与えないように十分注意すること。
- 第5条 本業務で使用する材料等の運搬方法については、監督員等と十分な打合せにより行うこと。
- 第6条 本業務の材料及び器具等の現場仮置きについては、建築限界を支障しないよう十分注意すること。また飛散等のないように養生等を行い十分注意すること。
- 第7条 本業務の施工にあたっては、電力・信号保安設備等及び埋設物等支障物が介在する場合は損傷を与えないように十分注意すること。
- 第8条 本業務においてクレーン付きトラック等（ユニック車）を使用する場合は、ブーム格納検知装置付き及びブーム未格納時自動停止装置を装備したものを使用すること。また高所作業車等を使用するにあたっては作業台に挟まれ防止対策を実施すること。

- 第9条 本業務において高所作業時は墜落制止用器具等の使用による作業を行うこと。墜落災害のないよう十分に注意すること。
- 第10条 本業務においてブレーキ装置とトロセーフのない軽便トロを使用してはならない。
- 第11条 本業務の施工において、作業員に待避場所を周知させること。
- 第12条 本業務において使用する材料については、事前に品質を証明できる資料を監督員に提出すること。
- 第13条 本業務において工事用搬入出路を明確にし、第三者被害の無いよう施工すること。
- 第14条 本業務において線路閉鎖工事を伴う作業については、監督員等と密接な打合せのうえ施工すること。尚、当社が指定した時間内に作業を終了すること。
- 第15条 本業務における線路閉鎖工事監督者とは、監督員等の指示により線路閉鎖工事の監督およびこれに必要な関係箇所の連絡、打合せ合議等を行うことをいう。
- 第16条 線路閉鎖工事の監督については、工事管理者(線閉兼務可)もしくは線路閉鎖責任者を配置する。この場合、工事管理者は当該作業の工事管理者を兼務することができる。ただし大規模工事等特殊な場合の工事管理者等の配置については、別途監督員の指示による。
- 第17条 本業務に従事する工事管理者(線閉兼務可)及び線路閉鎖責任者については、業務に先立ちあらかじめ監督員等による従事資格の確認を受けるとともに線路閉鎖工事の監督は、監督員並びに駅長等の指示を遵守すること。
- 第18条 線路閉鎖工事の監督終了後は、線路閉鎖工事記録簿を監督員等へ提出すること。
- 第19条 線路閉鎖工事の監督は、監督員並びに駅長等の指示を遵守すること。
線路閉鎖工事の監督は、保守工事関係運転取扱準則等によるほか、監督員並びに駅長等の指示を遵守すること。
- 第20条 本業務に関連する工事（土木・軌道・建築・機械・電力・信号等）との調整を図り、関係箇所と十分打合せの上施工すること。
- 第21条 本業務に伴い道路規制等を行う際は、第三者及び第三者車両等と接触等の無いよう施工すること器具類については、大小を問わず蛍光塗料等による塗色、または反射材の貼り付け（スコッチテープ 可）を施すものとする。可搬式特殊信号発光機、線路閉鎖工事表示板、トロリー、可搬式発電機、照明器具類および軌道用諸車(ネコ車等)については「ピカソーラ」や「ルミナスアイ」等、遠方から視認しやすい発光物を設置し、器具類の置き方に関わらず、全方向から視認できるように対策を講じること。なお、蛍光塗料による塗色幅(反射材を含む)については、概ね200mm以上とすること。
- 第22条 本業務の施工にあたっては、道路管理者及び関係箇所と十分打合せのうえ所定の手続きを行い、事故防止に万全を期すこと。
- 第23条 本業務で使用する材料および仮設材等は業者持ち材料とする。
- 第24条 本業務にて発生した発生品については、集積しに弊社に引渡しを行うこと。
- 第25条 本業務における停電作業については、厳密な施工計画を立ててあらかじめ監督員等に提出し、作業日前日までに確認を行い、施工に際しては設定時間内に完了すること。
- 第26条 その他、定めがない事項について疑義が生じた場合は、その都度監督員と協議するものとする。

以上